

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2021年8月

1. 米国商標出願の審査期間

本年6月に公表されたUSPTO（米国特許商標庁）のブログによれば、昨年秋から商標出願が増大しており、この結果ファーストアクションの目標は2.5-4.5か月のところ、現在5.5か月となっているとのことです。オンライン取引が新型コロナウイルスによる感染拡大の影響で拡大していること、これに関連して外国人の不適切な出願増が原因とみられています。

\* 昨年10月から今年の6月までで728,734件の出願があり、49.5%増となっている。

ちなみに日本の商標出願件数は本年1月～5月の速報値で75,349件と前年同期比0.8%減とほぼ横ばいになっている。また8月24日に特許庁が公表した商標審査着手状況（審査未着手案件）によれば、ファーストアクションは早い分野で8か月～10か月（雑貨繊維／産業役務）、遅い分野で12か月～14か月が目安となっている。

2. 振り込み詐欺に注意

弊所でしばしばある問い合わせには「至急金を払わないと権利が取り消される」と外国から書面がきたが、どうすればよいかというものがあります。これはいわば振り込み詐欺のようなもので、以前から問題は指摘されていて、WPO、EUPO（欧州連合知的財産庁）、USPTO（米国特許商標庁）などは以前から対策を講じているものの、いまだに事件はなくならないようです。8月5日付のUSPTOのブログでも再度注意喚起がされています。

<https://www.uspto.gov/trademarks/protect/caution-misleading-notices>

例えば特許庁と紛らわしいような名称で書面を送付し、何らかの期限がくるので至急支払いをする必要があると連絡してくるのが典型例です。貴社が弊所その他の代理人に案件を依頼している場合は、料金支払いの連絡は弊所等の代理人から行うので、それ以外のあやしい書面を受領した場合には決して支払うことはせずに当該案件の代理人に相談ください。

3. 産業財産権関係料金の見直し

特許法等の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第42号）により特許料等の料金体系等見直しが図られました。これによれば法律において金額の上限を法定し、具体的な金額は政令に委任するとしており、今般パブリックコメントの募集が終了しました。

意匠については特に変更はありませんが、商標登録料や更新登録申請の料金が以下のように値上がりするとのことです。令和4年4月1日施行予定とのことです。

| 項目            | 改定前金額       | 改定後金額               |
|---------------|-------------|---------------------|
| 商標登録料         | 区分数×28,200円 | 区分数× <b>32,900円</b> |
| 分納額（前期・後期支払分） | 区分数×16,400円 | 区分数× <b>17,200円</b> |
| 更新登録申請        | 区分数×38,800円 | 区分数× <b>43,600円</b> |
| 分納額（前期・後期支払分） | 区分数×22,600円 | 区分数× <b>22,800円</b> |

以上